

# 消費生活センター特集号

《問合せ先》

西宮市市民消費生活センター  
〒663-8035 西宮市北口町1番1号  
アクタ西宮西館5階  
☎ 0798-69-3157  
☎ 0798-69-3162  
Eメール/vo\_syohisei@nishi.or.jp

## クレジット被害救済に向けて 割賦販売法、特定商取引法の改正について

増え続けるクレジット被害。その未然防止に向けての法律改正が議論されています。そこで今回は、兵庫県弁護士会の村上英樹弁護士に、改正の内容を解説していただきました。

経済産業省は、特定商取引法（特商法）と割賦販売法（割賦法）を大幅に改正する法案を今年の通常国会に提出する準備を進めています。

訪問販売や電話勧誘販売などで、一般市民が業者から無理のあるクレジットの利用を勧められて、悪質な勧誘や次々販売の被害者となる深刻な事例が多数あったので、それに対応するものです。

### 後を絶たない販売被害

全国の消費生活センター、弁護士会の法律相談センター等には、訪問販売や電話勧誘販売についての苦情相談が多数寄せられています。

特に、高齢者の被害、リフォーム詐欺等については、最近新聞でも多くとりあげられるようになり、それが、それでも被害発生は後を絶ちません。

「個品方式（契約書型）クレジット」のしくみ



このように被害に対して、今までの法律では対応しきれない点がありました。

「どのような改正がされるのか？」

それでは、これから国会で審議される法律改正は、どんな内容が予定されているのかを見ていきましょう。

1 過量販売取消権  
訪問販売等で、「通常必要とされるもの」を超える商品やサービスについて契約がなされている場合に、原則として、消費者側はこの契約を取り消せる、というものです。

この制度が導入されれば、強引な勧誘に負けて着物などを大量にクレジットで買わされ、毎月支払いがあるという相談が、市の消費生活センター等に持ち込まれた場合、契約の取消を主張して、その後のクレジット支払いを止めるといったことが可能になります。

2 勧誘の制限  
訪問販売等しようとする業者に対して、勧誘を受ける意思があるか消費者に確認することが義務づけられ、契約しない意思を示した（断った）消費者に対しては二度と勧誘をしてはならない、という勧誘の規制が導入される見込みです。

3 既払い金の返還請求権  
悪質商法にひっかかって買ってしまった商品のクレジット代について、その後支払わなくてすむようにするだけではなく、すでに支払ったお金をとりもどすための制度です。

4 クレジット契約自体の取消も簡単に  
訪問販売や電話勧誘販売のときに、クレジット契約の説明に重要な点でうそがあった場合などは、客と信販会社との間のクレジット契約を取り消せるようにし、既払い金が返還されるように法改正される予定です。

また、商品の売買契約等のクーリングオフが出来る場合は、クレジット契約のクーリングオフも可能になる予定です。

5 信販会社に対する規制の強化  
いままでは、販売業者が悪質な場合でも、信販会社は直接販売には関わっていないため簡単に契約締結に同意するケースが多かったといえます。それが、クレジットを悪用した悪質販売の被害を生む原因でもありました。

法改正がなされれば、信販会社は登録制になり、法の定める義務に違反をした場合には処分されるようになります。

また、信販会社は、不正な勧誘をしている販売業者とは加盟店契約をしてはならないことになり、さらに、信販会社は、消費者の支払い能力を超えるクレジット契約をしてはならないことになります。

6 指定商品制の廃止と原則として、すべての商品・サービスが法規制の対象に  
今までは、政府指定の商品・サービスしか、特商法や割賦法の適用がありませんでしたが、今度の改正で原則としてすべての商品・サービスが両法の適用の対象になる予定です。

「訴訟最終通告書」などと書かれたハガキをおおせいの人に無差別に送りつけ、お金をだまし取る「架空請求ハガキ」の被害はやや沈静化は見せていますが、さらに巧妙なやり方での架空請求が増加しています。

### インターネット悪用の 「初心者」にご注意！

A 携帯メールを悪用した架空請求の典型例で、退会手続き商法」なども呼ばれています。利用した覚えのないサイトなどから突然高額請求メールが届くもので、様々。無料お試し期間を超過致しました。至急連絡をお願い致します。退会手続きをされない場合は、今年度の年会費 万円も請求となります。などと書かれています。退会手続きと称して連絡がきます。

このように架空請求は、次々に新しい手口を繰り出してきます。困ったときには、消費生活センター（0798・64・0999）までご相談下さい。

「訴訟最終通告書」などと書かれたハガキをおおせいの人に無差別に送りつけ、お金をだまし取る「架空請求ハガキ」の被害はやや沈静化は見せていますが、さらに巧妙なやり方での架空請求が増加しています。

### インターネット悪用の 「初心者」にご注意！

A 携帯メールを悪用した架空請求の典型例で、退会手続き商法」なども呼ばれています。利用した覚えのないサイトなどから突然高額請求メールが届くもので、様々。無料お試し期間を超過致しました。至急連絡をお願い致します。退会手続きをされない場合は、今年度の年会費 万円も請求となります。などと書かれています。退会手続きと称して連絡がきます。

このように架空請求は、次々に新しい手口を繰り出してきます。困ったときには、消費生活センター（0798・64・0999）までご相談下さい。

「訴訟最終通告書」などと書かれたハガキをおおせいの人に無差別に送りつけ、お金をだまし取る「架空請求ハガキ」の被害はやや沈静化は見せていますが、さらに巧妙なやり方での架空請求が増加しています。

### インターネット悪用の 「初心者」にご注意！

A 携帯メールを悪用した架空請求の典型例で、退会手続き商法」なども呼ばれています。利用した覚えのないサイトなどから突然高額請求メールが届くもので、様々。無料お試し期間を超過致しました。至急連絡をお願い致します。退会手続きをされない場合は、今年度の年会費 万円も請求となります。などと書かれています。退会手続きと称して連絡がきます。

このように架空請求は、次々に新しい手口を繰り出してきます。困ったときには、消費生活センター（0798・64・0999）までご相談下さい。

### 消費者問題学習会

## 待たなし！ 地球温暖化と原油の高騰に備えたまちづくり

～地産地消のエネルギーでまち元気～  
～自給エネルギー80%の西宮をめざして～

ひとりひとりが着実にできることから始め、元気な地球を取りもどしましょう！

日時 3月17日(月) 13:30～15:00  
会場 西宮市消費生活センター  
(阪急西宮北口駅北側アクタ西宮西館5階)  
講師 横山孝雄氏(兵庫県立大学環境人間学部非常勤講師)  
定員 100名。先着順。  
参加費 無料  
申込 電話で消費生活センター(0798・69・3157)へ。